

太陽光発電設備への補助を継続します

町では、地球温暖化防止対策のため再生可能エネルギーの普及を積極的に支援し、地球環境の負荷軽減を図ることを目的として、住宅用太陽光発電設備を設置する方へ、設置費用を補助します。

補助の対象となる設備

補助の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たした方です。

- (1) 余剰電力を電力会社に送電できるように、設備を商用電力と連系しているもの
- (2) 設備の最大出力が10kw未満であるもの
- (3) 申請する時に未使用の設備

補助金の額

Q 太陽光発電設備が設置された建売住宅を購入する場合は、補助対象になりますか？

A 申請時に太陽光発電設備が、未使用であれば対象となります。

※注意点

- ・太陽光発電設備が設置された中古住宅を購入される場合には、補助対象となりません。
- 1kw当たり2万円とし、5kw(上限10万円)の補助額とします。

※最大出力1kwを単位とし、小数点第2位を四捨五入した数値(その数値が5kwを超える場合は、5kw)とします。

※予算に限りがあるため、補助金が予算の上限に達した場合は補助金を打ち切ることになります。ご了承ください。



補助の対象となる方

補助の対象となる方は、次に掲げる全ての要件を満たす方です。

- (1) 国見町内に自らが居住している又は居住しようとする住宅に対象となる設備を設置する方、又は町内に太陽光発電設備が設置された住宅等を購入し、居住しようとする方

(2) 平成26年度内に、電力会社と太陽光発電余剰電力の受給を開始する方

(3) 町税等の滞納がない方

(4) 過去に太陽光発電設備設置に関して、町から補助金の交付を受けていない方

Q 申請時は町外に住んでいて、太陽光発電設備を設置した家を国見町内に建築

し、引越す予定ですが、補助対象になりますか？

A 補助対象となります。

申請時は、契約書などで建築場所が国見町内であることを確認し、実績報告の際に、転居後の写真と住民票により確認します。

せん。自ら居住する住宅が対象になります。

Q 借家に住んでいますが、屋根に太陽光発電設備を設置したい。補助対象となりますか？

A 対象になりますが、所有者の承諾書(任意様式)を添付していただきます。

◆問い合わせ

企画情報課企画情報係
☎ 585-2927

補助金交付に必要な書類

次の書類を着工の10日前までに役場企画情報課に提出してください。

- ① 補助金交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 承諾書(設置者と太陽光発電設備を設置しようとする住宅等の所有者が異なる場合。共有名義の場合を含む)
 - ④ 納税証明書(1月1日現在の住所地で証明書交付を受けてください)
 - ⑤ 補助金手続代行届
- ※その他、設置区分によりそれぞれ次の添付書類が必要となります。

◆既存の住宅に太陽光発電設備を設置

- ・設置住宅の所在を示す地図
- ・着工前の現場写真
- ・工事請負契約書の写し及び内訳明細書
- ・対象太陽光発電設備の性能を示す書類
- ・振込口座がわかる預金通帳の写し

◆住宅を新築時に太陽光発電設備を設置

- ・設置住宅の所在を示す地図
- ・太陽光発電設備が設置される前の建築中の写真
- ・対象太陽光発電設備設置に係る経費内訳の確認ができる見積書
- ・工事請負契約書の写し
- ・対象太陽光発電設備の性能を示す書類
- ・振込口座がわかる預金通帳の写し

◆太陽光発電設備が設置された住宅を購入

- ・設置住宅の所在を示す地図
 - ・購入予定住宅の写真
 - ・対象太陽光発電設備設置に係る経費内訳及び発電量の確認ができる書類
 - ・対象太陽光発電設備の性能を示す書類
 - ・振込口座がわかる預金通帳の写し
- ※太陽光発電設備が設置された住宅を購入する方は、住宅の売買契約前に申請が必要です。

【注意点】

- ・申請書類を受付後、町で補助金の交付決定通知を送付いたします。着工は決定通知書受理後をお願いします。申請書類を提出後、交付決定が届くまで10日程度かかるため、申請書類は、少なくとも着工の10日程度前には提出するようお願いします。
- ・条件によっては、その他、町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。